

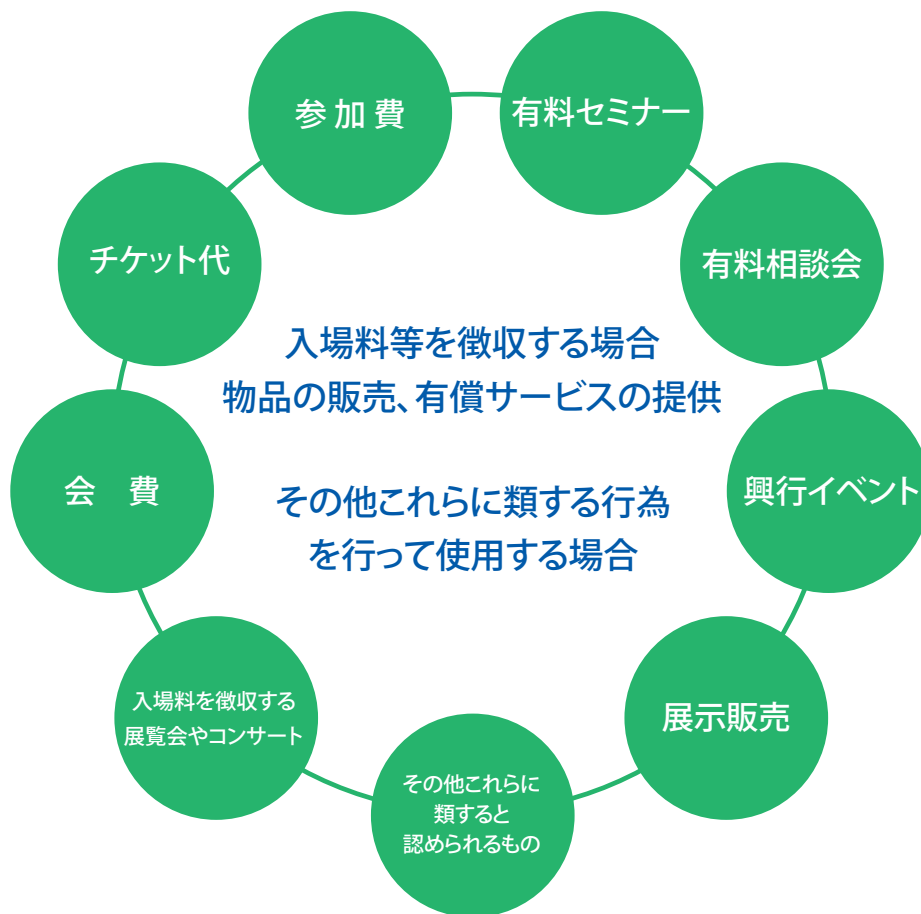
## 重要なお知らせ

# 平成29年4月1日から会社等が営業のために 使用する場合の施設使用料金の適用について

通常、会社等が営業のために使用する場合、使用料は基本使用料金の2倍です。



ただし、次の場合は、使用料金が “基本使用料金の4倍” になります。



使用料金が基本使用料金の4倍になります。

※基本料金(会場費+空調費)のうち、会場費が4倍になります。

次の内容について、あらかじめご了承ください

- ① 平成29年4月1日(土)以降にお支払いをされる方は、上記の内容が適用されます。
- ② 予約の際に、「入場料等の徴収や物品販売、有償サービス」の有無についてお伺いします。
- ③ 当日の使用内容が申請と異なることを確認した場合には、追加料金をお支払いいただきます。

【問合せ先】

塩尻市市民交流センター 交流支援課 (2階総合受付)  
TEL 0263-53-3350 (平日 9:00~19:00 土日祝日 9:00~17:00 水曜日休館)